町営住宅の入居者を募集します

入居資格◆次の要件をすべて満たすこと

- ・住宅に困窮していること
- ・現に同居し、または同居しようとする親族がいること
- ・国税、地方税および公共料金等を滞納していないこと
- ・入居者全員の収入合計が収入基準以下であること

募集期間◆10月1日⋈~10月31日金

申込方法◆町ホームページまたは下記の窓口に備え付けて いる「住宅入居申込書」に必要書類を添付して同 窓口へ提出してください。なお申込書の郵送を 希望する場合は電話でご連絡ください。

金◆家賃の3カ月分

入居時期◆12月中旬を予定

- **注意事項◆**・入居が決まった際、連帯保証人(所得要件等 あり)が1名必要です。
 - ・犬、猫等ペットの飼育は禁止です。
 - ・入居決定前の見学はできません。
 - ・車は住宅で定められた台数までしか駐車でき
 - ・必要書類に不足がある場合はご連絡します。

選考方法◆住宅に困窮する度合いの高い方を優先しますが、 順位を定め難い場合は公開抽選により選定します。

住宅名	所在地	戸数	間取り	構造/階数	家賃(円)	駐車場
小安門	六郷字小安門	6戸	3DK	RC3階	15,500円~36,800円	1台まで
熊野	六郷字熊野	3戸	3DK	RC3階	15,700円~39,100円	1台まで
後三年	金沢西根字上四ツ谷	1戸	3DK	木造1階	19,000円~43,800円	1台まで

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

政

農業振興地域内の農用地区域からの除外手続きについて

農業振興地域内の農用地を宅地などに転用する場合は、あ らかじめ農用地区域から除外する手続きをしておかなければ なりません。この手続きは完了まで約6カ月を要するため、長期 的な計画のもとで手続きをしていく必要があります。やむを得 ず、農用地を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなけ ればならない場合は、お早めに町農政課までご相談ください。 ※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合 もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観 点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振 興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことで す。町では農業施策などを計画的に進めていくため、 「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計 画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域 を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

今回の農業振興地域整備計画の変更(除外・編入)申し出の受付期間は10月31日金までです。 ※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

「勉強会『セリ』の収穫について」を開催します

次のとおり『セリ』の勉強会を開催しますので、興味をお 持ちの方は、下記へ電話でお申し込みください。

対象 者◆『セリ』を栽培し、将来的に出荷・販売したいと 考えている農業者。興味のある方も是非ご参 加ください。

開催日◆10月10日金 申込期限◆10月8日(水) 集合時間◆午前10時までに美郷町役場第2庁舎玄関前 に集合してください。参加者が揃い次第、勉

強会会場に移動します。 師◆農事組合法人ニューファーム秋田

町では、令和3年度から美郷雪華(白色ラベンダー)、レンコン、セリを美郷ブランド作物として推進しています。 上記のとおり活動していますので、ご興味をお持ちの方はぜひ下記へお問い合わせください。

MISATO BRAND FARM PRODUCTS

申・問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

農業委員会事務局

農業者年金に加入して安心で 豊かな老後に備えましょう

■農業者年金とは

サラリーマンの年金 (厚生年金)



1階

報酬比例部分(老齢厚生年金)

国民年金(老齢基礎年金)

農業者の年金 (国民年金のみ)

国民年金(老齢基礎年金)

農業者の年金はサラリーマンの年金と違い、公的 年金の1階部分である国民年金のみとなっています。 厚生年金を受給するサラリーマン並みの年金を確 保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要 があります。この2階部分として、農業者には農業者 年金があります。



農業者年金

国民年金(老齢基礎年金)

- ■加入条件 次の要件をすべて満たす方であれば加入できます。
- ・国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)
- ・年間60日以上農業に従事
- ・60歳未満(国民年金任意加入被保険者に限り、60歳以上65 歳未満も可)
 - ●自ら積み立てた保険料とその運用益によって将来受け 取る年金額が決まる「積立式・確定拠出型」の年金です。
 - ●保険料は月額2万円から6万7千円の範囲で自由に選択 することができ、いつでも見直すことができます。
 - ●要件を満たす方は、月額で最大1万円の保険料国庫補助 があります。
 - ●「終身年金」で80歳前に亡くなられた場合は「死亡一時 金」があります。
 - ●税制面での優遇措置があります。
 - ※支払った保険料の全額が保険料控除の 対象となります。支払われる年金には公 的年金控除が適用されます。

詳細は右の二次元コードもしくは下記の窓口 へお問い合わせください。



農業者年金保険料の国庫補助を受けていた方は特例付加年金を受給できます

農業者年金の特徴

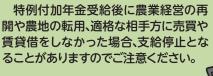
平成14年1月から農業者年金に加入し保険料の国庫補助 を受けていた方は、年金の請求手続きを行うことで、特例付 加年金を受け取ることができます。農業者老齢年金と異なり、 受給開始年齢の上限はありません。詳細は下記へお問い合 わせください。

- ■特例付加年金の受給要件 次の要件をすべて満たすこと
 - ・保険料納付済期間等が20年以上あること(旧制度の 農業者年金保険料納付済期間があれば合算します)
 - ・農業を営む者でなくなったこと(経営承継(※))
 - ・65歳以上であること

※経営承継とは

所有または借入している農地等および農業用施設の全 てを適切な相手方に権利の移転または設定等を行い、農 業経営から引退すること。

ることがありますのでご注意ください。



町農業委員会事務局 **20187(84)4913**

